

吸収合併に係る事後開示書面
(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

2021 年 4 月 19 日

京阪ホールディングス株式会社

2021年4月19日

吸収合併に係る事後開示書面

大阪府枚方市岡東町173番地の1
京阪ホールディングス株式会社
代表取締役 石丸 昌宏

当社は、2021年1月28日付でイースタン興業株式会社（以下、「イースタン興業」という。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、イースタン興業を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）をおこないました。本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2021年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、同法第785条及び第787条の規定並びに同法第789条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

イースタン興業は、当社の完全子会社であったため、本吸収合併に関し、会社法第784条の2の規定に基づく株主からの本吸収合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

イースタン興業は、当社の完全子会社であったため、本吸収合併に関し、会社法第785条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

イースタン興業は、新株予約権を発行していなかったため、本吸収合併に関し、会社法第787条の規定に基づく新株予約権者からの新株予約権買取請求について、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

イースタン興業は、会社法第789条第2項の規定に基づき、2021年2月25日付の官報に合併公告を掲載するとともに、同日付で知れている債権者に対し各別の催告をおこないましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、同法第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

本吸収合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当するため、当社の株主は、同法第796条の2の規定に基づく本吸収合併をやめることの請求はできません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併に該当するため、当社の株主は、同法第797条第1項の規定に基づく株式買取請求をおこなうことはできません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第799条第2項及び第3項ならびに定款第5条の規定に基づき、2021年2月25日付の官報に合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告をおこないましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日である2021年4月1日をもって、イースタン興業の資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

2021年4月2日

7. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

吸収合併に係る事前開示書面
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書面)

2021 年 2 月 25 日

イースタン興業株式会社

2021年2月25日

吸収合併に係る事前開示書面

東京都港区西新橋二丁目15番12号
イースタン興業株式会社
代表取締役 北島 伸一

当社は、2021年1月28日付で京阪ホールディングス株式会社（以下、「京阪ホールディングス」という。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、京阪ホールディングスを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）をおこなうことといたしました。本吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価に関する定めがないことの相当性に関する事項及び参考となるべき事項

京阪ホールディングスは当社の完全親会社であるため、京阪ホールディングスは、本合併に際して当社株式に代わる金銭等の交付はおこないません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項

当社は、新株予約権を発行していません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社

①最終事業年度に係る計算書類等

京阪ホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等は別紙2のとおりです。

②最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の有無およびその内容

京阪ホールディングスは、2020年5月20日開催の取締役会における社債発行に関する包括決議に基づき、下記の条件にて第33～35回無担保社債を発行しております。

	第33回無担保社債	第34回無担保社債	第35回無担保社債
社債総額	100億円	100億円	100億円
払込金額	各社債の金額100円につき金100円	各社債の金額100円につき金100円	各社債の金額100円につき金100円
利率	年0.380%	年0.170%	年0.005%
払込期日	2020年9月15日	2020年9月15日	2020年9月15日
償還期日	2030年9月13日	2025年9月12日	2023年9月15日
資金使途	借入金返済資金及び短期社債償還資金	借入金返済資金及び短期社債償還資金	借入金返済資金及び短期社債償還資金

(2) 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の有無およびその内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後の吸収合併存続会社である京阪ホールディングスの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併効力発生後の京阪ホールディングスの収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。したがって、本吸収合併の効力発生後における京阪ホールディングスの債務について、履行の見込みがあるものと判断いたします。

6. 上記に掲げる事項に変更が生じた場合の変更後の当該事項

事前開示開始日以降に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、ただちに開示いたします。

以上



吸収合併契約書

京阪ホールディングス株式会社（住所：大阪府枚方市岡東町173番地の1、以下「甲」という。）とイースタン興業株式会社（住所：東京都港区西新橋二丁目15番12号、以下「乙」という。）は、合併に関し次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は合併（以下「本合併」という。）して、甲は存続し、乙は解散するものとする。

（新株式の発行、割当及び資本金の額）

第2条 甲は乙の全株式を所有しているため、本合併による甲の新株式の発行、割当及び資本金の額の増加はないものとする。

（合併承認手続）

第3条 甲は会社法第796条第2項、乙は会社法第784条第1項に基づき、株主総会の承認を得ることなく、合併することとする。

（効力発生日）

第4条 合併の効力発生日は2021年4月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（会社財産の引継）

第5条 乙は2020年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本合併の効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

2. 乙は2020年4月1日から本合併の効力発生日にいたる間の資産、負債及び権利義務の変動について、その内容を別に計算書を添付して甲に対して明示するものとする。

（純資産額の算定基準日）

第6条 会社法第796条第2項第2号および会社法施行規則第196条に基づく純資産額の算定基準日は、2021年2月28日とする。

（善管注意義務）

第7条 甲及び乙は、本契約締結後本合併の効力発生日にいたるまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理をするものとし、

乙がその財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議のうえこれを実行する。

(効力発生日の費用負担)

第8条 効力発生日において、乙の解散のために支出する費用は、すべて甲の負担とする。

(効力)

第9条 本契約は、甲及び乙の取締役会の承認を得たときにその効力を生ずる。

(本契約以外の事項)

第10条 本契約に定めたもののほか、本合併に関し必要な事項があるときは、本契約の趣旨に基づいて甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

以上本契約を証するため、正本1通を作成の上甲乙双方が押印し、甲がこれを保有する。

2021年1月28日

甲 大阪府枚方市岡東町173番地の1
京阪ホールディングス株式会社
代表取締役 石丸 昌宏



乙 東京都港区西新橋二丁目15番12号
イースタン興業株式会社
代表取締役 北島 伸一



事業報告 2019年4月1日から2020年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、企業収益が高い水準で推移したことに加え、雇用および所得環境の改善による個人消費の持ち直しにより、緩やかに回復しておりましたが、期の終盤に急拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により景気は大幅に下押しされるなど、厳しい状況となりました。

このような経済情勢のもとにおきまして、当社グループでは、各事業にわたり積極的な営業活動をおこなって、業績の向上に努めましたが、当連結会計年度の営業収益は3,171億3百万円（前期比90億5千6百万円、2.8%減）、営業利益は311億2千3百万円（前期比25億9千2百万円、7.7%減）となり、これに営業外損益を加減した経常利益は298億8千6百万円（前期比22億2千2百万円、6.9%減）となりました。さらに、これに特別損益を加減し、法人税等および非支配株主に帰属する当期純利益を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は201億2千1百万円と、前期に比較して13億5千9百万円（6.3%）の減益となりました。

次に、事業別の状況についてご報告いたします。

運輸業

鉄軌道事業におきましては、京阪電気鉄道(株)において、観光需要の一層の獲得を図るため、6月19日、鋼索線におきまして、車両のデザインを一新し、10月1日より通称を「石清水八幡宮参道ケーブル」に変更するとともに、京阪本線「八幡市駅」を「石清水八幡宮駅」に駅名変更いたしました。また、同社においては全車両座席指定の「ライナー」列車および座席指定の特別車両「プレミアムカー」が引き続き堅調に推移しており、2021年1月より、新たに「プレミアムカー」の運転本数を拡大し、昼間時には原則としてすべての特急列車に「プレミアムカー」を導入する運びとなっております。このほか、叡山電鉄(株)においては、3月19日、安全性や利便性の向上を目的として鞍馬線「貴船口駅」をリニューアルいたしました。また、京福電気鉄道(株)においては、交通ネットワークの強化等を目的として、北野線「北野白梅町駅」のリニューアルをおこない、3月20日より新しい駅施設が供用開始となるなど、鉄軌道事業全体で一層のサービス向上と旅客誘致に努めました。

バス運送業におきましては、京阪バス(株)において、本年4月1日より、新たに天満橋・大阪城エリアと関西国際空港間を直接結ぶリムジンバス路線を開業するなど、積極的な営業活動をおこない競争力の強化を図りました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響などにより、運輸業全体の営業収益は933億6千5百万円（前期比5億6千1百万円、0.6%減）、営業利益は108億6千2百万円（前期比3億5千8百万円、3.2%減）となりました。

不動産業

不動産販売業におきましては、「京阪東ローズタウン」「ローズプレイス交野駅前」「ローズプレイス京都三宅八幡」などの土地建物を販売いたしました。また、マンションでは、「ザ・京都レジデンス御所東」「ファイン エクストラ シティ」「ファインシティ千里津雲台」などのほか、関西圏以外におきましても積極的な事業展開に努め、「ファインシティ札幌ザ・ノースゲート」「ファインシティ武蔵野富士見」などを販売いたしました。

不動産賃貸業におきましては、更なる事業の拡大・強化をめざし参画してまいりました、虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業におきまして、1月15日、「虎ノ門ヒルズ ビジネスタワー」（東京都港区、地上36階・地下3階建、当社は区分所有権を保有）が竣工いたしました。

しかしながら、前期にあった大型物件販売の反動減などから、不動産業全体の営業収益は1,102億2千8百万円（前期比83億7千8百万円、7.1%減）、営業利益は169億6百万円（前期比5億6千2百万円、3.2%減）となりました。

流通業

百貨店業におきましては、インバウンド需要が好調に推移いたしましたほか、前期に開業した「無印良品 京阪ひらかた」が通期で寄与いたしました。

ショッピングモールの経営におきましては、東京都足立区の商業施設「パサージュ西新井」のプロパティマネジメント業務を受託したほか、大丸山科店の閉店に伴い「ラクト山科ショッピングセンター」の一部区画を賃借し「無印良品 京都山科」を誘致するなど、収益力の強化を図りました。

ストア業におきましては、前期に開業した「ひらかた もより市^{いち}」が通期で寄与いたしましたほか、首都圏におきまして「SWEETS BOX」を新規出店し積極的な店舗展開に努めるなど、収益力の強化を図りました。

これらの結果、流通業全体の営業収益は981億8千6百万円（前期比5億4千1百万円、0.5%減）となりましたが、経費の節減に努めたことなどにより、営業利益は32億5千8百万円（前期比3億3千5百万円、11.5%増）となりました。

レジャー・サービス業

ホテル業におきましては、前期に開業した「THE THOUSAND KYOTO」^{ザ サウザンド キョウト}、「ホテル京阪京都八条口」、「ホテル京阪築地銀座グランデ」および「ホテル京阪東京四谷」が通期で寄与いたしましたほか、積極的な営業活動をおこない競争力の強化に努めました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響に加え、競合他社との競争が激化するなど厳しい経営環境にあることから、レジャー・サービス業全体の営業収益は320億8千1百万円（前期比14億6千万円、4.8%増）、営業利益は13億3千6百万円（前期比4億8千1百万円、26.5%減）となりました。

その他の事業

その他の事業におきましては、12月9日、健康的で美しくクオリティの高い生活を実現し、循環型社会に寄与するライフスタイル「BIOSTYLE」^{ビオスタイル}を具現化するフラッグシップ施設として、複合型商業施設「GOOD NATURE STATION」^{グッド ネイチャー ステーション}を開業いたしました。

これらの結果、その他の事業全体の営業収益は29億8百万円（前期比10億6千5百万円、57.8%増）となりましたが、同施設開業に伴う費用の増加などにより、営業損失は9億2千1百万円（前期は5千7百万円の営業損失）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループでは、激変する将来の経営環境においても、当社グループが持続的な成長を続けるために、「価値創造」と「グローバル展開」に挑戦する、2050年を見据えた経営ビジョン「美しい京阪沿線、世界とつながる京阪グループへ」を策定しております。

当社グループは、この経営ビジョンのもと、京阪沿線が、もっと多くの人から「住みたい、訪れたい沿線」として選ばれるよう、まちや観光の価値を創造し世界へ発信するとともに、持続可能な社会の実現に寄与するライフスタイルを創造し世界に共感の輪を拡げ、沿線を基盤にアジア・ワイドで事業を展開することに挑戦いたします。

また、経営ビジョン実現に向け、2026年度を目標年次とした長期経営戦略を定め、持続的に成長する企業グループとしての基盤を築くことをめざしております。

一方、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、国内では外出自粛要請がなされたほか、インバウンドが激減したことなどにより、景気は急速に悪化しており、その収束の見通しも不透明であります。加えて、ホテル業におきましては、大阪や京都などを中心に競争が激化するなど、当社グループを取り巻く経営環境は非常に厳しい状況にあります。

このような情勢のもと、当社グループでは、まずはお客さまや従業員への感染拡大防止に努めるとともに、事業の継続が求められている輸送サービスや生活必需品の小売などのサービスの提供を継続することに注力するほか、業務の更なる効率化を推進して、今回の感染症による影響を最小限に抑えることをめざしてまいります。

そして、新型コロナウイルス感染症が収束した際には、市況の変化や、消費・需要動向に応じた施策を推進できるよう先んじて打ち手を講じるとともに、長期経営戦略に基づく取組みについて、情勢の変化に応じて適宜最適化を図りながら、着実に推進してまいります。

長期経営戦略および各事業の基本戦略の概略は、次のとおりであります。

1. 基本方針

主軸戦略として、「沿線再耕」「観光共創」「共感コンテンツ創造」の3つの取組みを進めます。また、経営ビジョンに向けた布石として、エリアポートフォリオの構築と次世代を見据えたイノベーションの推進にも取り組みます。

2. 主軸戦略

(1) 「沿線再耕」 駅を拠点とする都市再生で美しい京阪沿線へ

駅を拠点として地域の歴史・文化・産業などの特色を活かした都市開発を推進し、これらを交通ネットワークで結ぶことで、魅力あふれる美しい沿線を再生し、沿線の居住・来

訪者の拡大を図ります。「大阪東西軸復権とえきから始まるまちづくり」を重点施策に掲げ、淀屋橋、京橋、中之島、天満橋といった大阪市内東西軸の拠点開発を推進いたします。また、枚方市や大阪東西軸に連なるエリアを中心に、駅と周辺部を地域特性に応じて再生し、都心部のまちづくりと相乗効果をめざします。

(2) 「観光共創」 地域と当社グループで観光を共創、グローバル交流を促進

成長する観光市場で、当社グループの総合力を発揮して地域と観光を共創し、京都を中心に魅力ある観光体験を提供・発信して、国内外からの来訪者増加を図ります。「京都を中心とした観光・インバウンド事業強化」を重点施策に掲げ、京都駅前・四条河原町・三条といった京都市内の拠点開発のほか、洛北～東山～伏見・宇治エリアを中心に観光ルート拡大に向けた取組みを推進いたします。あわせて比叡山・びわ湖から京都を経て大阪につながる「水の路」とも連動させながら、京都観光の魅力を高める観光ルートや観光コンテンツを創造してまいります。

(3) 「共感コンテンツ創造」 お客さまに共感いただける商品・サービス・事業を創造

お客さまのくらしの価値を高めると同時に、環境をはじめとする社会課題の解決にも寄与する商品・サービス・事業の創造に取り組み、共感され、選ばれる京阪グループをめざします。「BIOSTYLE－選ばれる京阪をめざして－」を重点施策に掲げ、新たなライフスタイルとして提案する「BIOSTYLE」の発信拠点として、四条河原町に開業したフラッグシップ施設「GOOD NATURE STATION」をはじめ、順次コンテンツを拡大展開し、当社グループの新たなブランドを確立いたします。また、グループ各事業の商品・サービスにも「BIOSTYLE」を取り入れ、お客さまに共感いただける商品・サービスを展開してまいります。

3. 経営ビジョンに向けた布石

(1) エリアポートフォリオの構築

観光事業にとどまらず、京都での事業展開を重視し、当社グループの事業機会の拡大を図ります。また、主軸戦略を最優先に取り組みつつ、沿線で培ったノウハウを活用し、沿線外や海外成長市場への事業展開を進めることで、当社グループの事業エリアを拡大します。

(2) 次世代を見据えたイノベーションの推進

ICT技術の革新をはじめとする環境変化を見据え、商品・サービス・事業のイノベーションを進め、生産性が高く創造性豊かな企業グループへ進化することをめざします。

4. 各事業戦略

(1) 運輸業

将来予想される沿線人口や労働人口の減少に備え、新たな需要創造や交通ネットワーク強化による収益力の向上と事業の効率化による経営基盤の強化を図り、当社グループの礎である、安全・安心ブランドの価値をさらに高める役割を担います。

(2) 不動産業

短期回転型・長期保有型いずれの事業においても、開発メニューやコンテンツの多角化を進め、多様な不動産活用による収益機会の拡大を図ります。また、沿線内外や海外において当社グループ各事業の展開基盤となる不動産の調達・開発を進め、グループの成長ドライバーとしての役割を果たします。

(3) 流通業

消費者の価値観が変化する中、お客さまに共感いただけるライフスタイルを提案するため、新業態の開発や商品・サービス・店舗のバリューアップを推進します。あわせて、主軸戦略に寄与する商業コンテンツを供給することで、収益を拡大します。また、既存事業の体質強化を進め、利益率の改善を図ります。

(4) レジャー・サービス業

当社グループ各ホテルが持つ立地の優位性を最大限に活かし、競争力の強化に努めてまいります。加えて、IoTやAIなどの技術導入や、施設内・施設間における徹底した業務連携により、効率化を一層推進してまいります。また、当社グループ横断で取り組む観光商品のセールス・マーケティングの中心機能を担い、沿線エリアへの誘客や観光コンテンツの強化を図ります。

(3) 資金調達の状況

設備資金などに充当するため、当連結会計年度に㈱日本政策投資銀行から68億8千万円を借り入れたのをはじめ、金融機関から所要の借入をおこないました。

また、当社は、借入金返済資金に充当するため、2019年12月17日第32回無担保社債100億円（利率年0.630%）を発行いたしました。

なお、当連結会計年度末の有利子負債残高は3,271億3千2百万円となり、前期末に比較して72億1千4百万円減少いたしました。

(4) 設備投資の状況

事業区分	投資額 (百万円)	主な設備投資の内容
運輸業	13,283	京阪線鉄道車両（13000系）36両新造など
不動産業	11,824	虎ノ門ヒルズ ビジネスタワー保留床区分所有権取得など
流通業	1,073	京阪シティモールリニューアル工事など
レジャー・サービス業	1,933	くずはゴルフリンクスリニューアル工事など
その他の事業	862	GOOD NATURE STATION出店など
調整額	348	
合計	29,324	

(注) 調整額は、各事業間の修正額および各事業区分に配分していない当社の設備投資額であります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第95期 (2016年度)	第96期 (2017年度)	第97期 (2018年度)	第98期 (2019年度) (当連結会計年度)
営業収益 (百万円)	302,917	322,276	326,159	317,103
運輸業	94,404	92,262	93,926	93,365
不動産業	94,014	113,132	118,607	110,228
流通業	98,493	100,709	98,727	98,186
レジャー・サービス業	30,801	31,298	30,621	32,081
その他の事業	1,792	1,824	1,843	2,908
調整額	△16,588	△16,951	△17,567	△19,667
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	22,636	22,712	21,480	20,121
1株当たり当期純利益 (円)	42.20	211.87	200.40	187.72
総資産 (百万円)	679,631	698,786	731,750	732,824
純資産 (百万円)	203,455	223,559	238,695	254,058

- (注) 1. 事業別の営業収益は、各事業間の内部取引を相殺消去する前の数値を記載しております。
2. 当社は、2017年10月1日をもって、当社普通株式について5株を1株とする株式併合をおこないました。第96期の1株当たり当期純利益は、株式併合が期首におこなわれたものと仮定して算出した数値を記載しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号)等を第97期の期首から適用しております。これに伴い、第96期の総資産についても、当該会計基準等を遡って適用した数値を記載しております。

(6) 主要な事業内容および事業所 (2020年3月31日現在)

1. 運輸業

事業内容	主要な事業所または施設
鉄軌道事業	[京阪電気鉄道(株)] 営業キロ 91.1km、駅数 89駅、車両数 706両 (大阪府、京都府、滋賀県) [叡山電鉄(株)] 営業キロ 14.4km、駅数 17駅、車両数 23両 (京都府) [京福電気鉄道(株)] 営業キロ 12.3km、駅数 24駅、車両数 30両 (京都府)
バス運送業	[京阪バス(株)] 車両数 628両 営業所 11カ所 (大阪府、京都府、滋賀県)
遊園地業	[京阪電気鉄道(株)] ひらかたパーク (大阪府)

(注) 京阪電気鉄道(株)の営業キロおよび駅数のうち、中之島線 (営業キロ 3.0km、駅数 4 駅) は、中之島高速鉄道(株)が鉄道施設の保有主体となり、京阪電気鉄道(株)が第2種鉄道事業者として運行しております。

2. 不動産業

事業内容	主要な事業所または施設
不動産販売業	[京阪電鉄不動産(株)] 営業所 9カ所 (大阪府、京都府、東京都、北海道) [(株)ゼロ・コーポレーション] 営業所 4カ所 (大阪府、京都府)
不動産賃貸業	[当社] 京阪御堂筋ビル (大阪府)、京阪淀ロジスティクスヤード (京都府)、久御山ショッピングタウン (京都府)、虎ノ門ヒルズ ビジネスタワー (東京都) 他 [京阪建物(株)] OMM (大阪府) [イースタン興業(株)] イースタンビル (東京都)

(注) 虎ノ門ヒルズ ビジネスタワーは、当社が区分所有権を有する物件であります。

3. 流通業

事業内容	主要な事業所または施設
百貨店業	〔株〕京阪百貨店 京阪百貨店 京橋店、守口店、住道店、枚方店、くずは店（大阪府）
ストア業	〔株〕京阪ザ・ストア フレスト 5店舗（大阪府、京都府） アンスリー 38店舗（大阪府、京都府）
ショッピングモールの経営	〔株〕京阪流通システムズ 京阪シティモール、KiKi 京橋、京阪モール、KUZUHA MALL（大阪府）

4. レジャー・サービス業

事業内容	主要な事業所または施設
ホテル業	〔株〕ホテル京阪 ホテル京阪ユニバーサル・タワー 他11店舗（大阪府、京都府、東京都、北海道） 〔京阪ホテルズ&リゾート（株）〕 THE THOUSAND KYOTO、京都タワーホテル、京都センチュリーホテル、琵琶湖ホテル 他1店舗（京都府、滋賀県）
観光船業	〔大阪水上バス（株）〕 隻数 8隻（大阪府） 〔琵琶湖汽船（株）〕 隻数 7隻（滋賀県）

(7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

事業区分	従業員数 (名)
運輸業	4,426 [1,111]
不動産業	924 [1,169]
流通業	873 [3,292]
レジャー・サービス業	620 [745]
その他の事業	90 [78]
全社（共通）	150 [20]
合計	7,083 [6,415]

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 従業員数の合計は、前期末に比し198名増加いたしました。
3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

事業区分	会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
運輸業	京阪電気鉄道(株)	100	100	鉄軌道事業
	叡山電鉄(株)	250	100	鉄道事業
	京福電気鉄道(株)	1,000	42.9	鉄軌道事業
	京阪バス(株)	100	100	バス運送業
不動産業	京阪電鉄不動産(株)	3,394	100	不動産販売業
	京阪建物(株)	100	100	不動産賃貸業
流通業	(株)京阪百貨店	1,500	100	百貨店業
	(株)京阪ザ・ストア	450	95.6 (100)	ストア業
	(株)京阪流通システムズ	100	100	ショッピングモールの経営
レジャー・サービス業	(株)ホテル京阪	1,600	97.0 (100)	ホテル業
	京阪ホテルズ&リゾート(株)	300	100	ホテル業

(注) () 内の数字は、当社の子会社の出資を含めた出資比率であります。

(9) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
(株) 日本政策投資銀行	57,296
三井住友信託銀行(株)	25,821
(株) 三菱UFJ銀行	11,112
(株) 三井住友銀行	10,801
(株) 京都銀行	8,748

(注) 上記には、シンジケートローンによる借入金(総額70,860百万円)を含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 319,177,200株

(2) 発行済株式の総数 113,182,703株

(注) 自己株式5,997,108株を含んでおります。

(3) 株主数 41,432名

(注) 前期末に比し1,419名減少いたしました。

(4) 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	5,504	5.14
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	3,309	3.09
三井住友信託銀行(株)	3,000	2.80
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	2,088	1.95
(株) 三井住友銀行	2,000	1.87
日本生命保険相互会社	1,891	1.77
J P MORGAN CHASE BANK 385151	1,739	1.62
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口5)	1,716	1.60
(株) 三菱UFJ銀行	1,363	1.27
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,124	1.05

(注) 1. 当社は、自己株式を5,997,108株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長 C E O 取締役会議長	加藤好文		京阪電気鉄道(株)代表取締役会長 京阪建物(株)代表取締役会長 朝日放送グループホールディングス(株) 社外取締役(監査等委員)
代表取締役社長 C O O (執行役員社長)	石丸昌宏	経営統括室長 経営統括室事業推進担当 ＜沿線再耕＞・人事部担当	京阪電気鉄道(株)取締役
取締役 (専務執行役員)	三浦達也	BIOSTYLE推進室長、経営統括室副室長(経理部担当) [不動産業統括責任者]	京阪電気鉄道(株)取締役
取締役 (専務執行役員)	稲地利彦	経営統括室副室長(事業推進担当＜観光共創＞)、 京都担当 [レジャー・サービス業統括責任者]	(株)ホテル京阪代表取締役会長 京阪ホテルズ&リゾーツ(株)代表取締役社長 琵琶湖汽船(株)代表取締役会長 大阪水上バス(株)代表取締役会長
取締役 (常務執行役員)	中野道夫	経営統括室副室長 [運輸業統括責任者]	京阪電気鉄道(株)代表取締役社長
取締役 (常務執行役員)	上野正哉	京橋プロジェクト準備室長、三条プロジェクト準備室長、経営統括室副室長、 BIOSTYLE推進室副室長 [流通業統括責任者]	(株)京阪百貨店代表取締役会長 (株)ビオ・マーケット代表取締役社長
取締役	村尾和俊		西日本電信電話(株)相談役 大阪瓦斯(株)社外取締役 田辺三菱製薬(株)社外取締役
取締役	橋爪紳也		大阪府立大学研究推進機構特別教授 21世紀科学研究センター観光産業戦略研究所所長 兼 同大学大学院経済学研究科教授
取締役 監査等委員(常勤)	長濱哲郎		京阪電気鉄道(株)監査役
取締役 監査等委員(常勤)	中谷正一		京阪電気鉄道(株)監査役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役 員 監 査 等 委 員	梅 崎 壽		東京地下鉄(株)顧問
取 締 役 員 監 査 等 委 員	田 原 信 之		公認会計士
取 締 役 員 監 査 等 委 員	草 尾 光 一		弁護士 ダイトーケミックス(株)社外監査役 不二製油グループ本社(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役村尾和俊、橋爪紳也の各氏および取締役 監査等委員梅崎 壽、田原信之、草尾光一の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役村尾和俊、橋爪紳也の各氏および取締役 監査等委員梅崎 壽、田原信之、草尾光一の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役の異動
- (1) 2019年6月19日、取締役 和夫、北 修爾の各氏は任期満了により退任いたしました。
- (2) 同日、定時株主総会の決議により取締役に村尾和俊、橋爪紳也の各氏が新たに就任いたしました。
- (3) 同日、取締役会の決議により代表取締役会長 C E O 取締役会議長に加藤好文、代表取締役社長 C O O に石丸昌宏の各氏が新たに就任いたしました。
4. 取締役 監査等委員田原信之氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 監査等委員長濱哲郎、中谷正一の各氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、重要な社内会議への出席や内部監査部門等との連携を通じて監査等委員会の監査・監督の実効性の向上を図るためであります。
6. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役兼務の5名および次の7名であります。

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
執 行 役 員	松 下 靖	[流通業副統括責任者]	(株)京阪流通システムズ代表取締役社長 (株)カフェ代表取締役会長
執 行 役 員	塩 山 等	三条プロジェクト準備室副室長、経営統括室経営戦略担当<全社戦略>・事業推進担当<マーケティング・デザイン>、経営統括室経営戦略担当部長<全社戦略>	
執 行 役 員	吉 村 洋 一	監査内部統制室長、経営統括室経営戦略担当<新規事業>・総務部担当、経営統括室総務部長	京阪電気鉄道(株)取締役
執 行 役 員	道 本 能 久	京橋プロジェクト準備室副室長 [不動産業副統括責任者]	京阪電鉄不動産(株)代表取締役社長 京阪建物(株)代表取締役社長

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
執行役員	工藤俊也	経営統括室事業推進副担当<観光共創> [レジャー・サービス業副統括責任者]	(株)ホテル京阪代表取締役社長 京阪ホテルズ&リゾーツ(株)代表取締役専務取締役
執行役員	大塚憲郎	[運輸業副統括責任者]	京福電気鉄道(株)代表取締役社長
執行役員	江藤知	経営統括室経営戦略担当<広報・CSR>・IT推進部担当、経営統括室人事部長	京阪電気鉄道(株)取締役 (株)京阪ビジネスマネジメント代表取締役社長

(2) 社外役員に関する事項

1. 当社と重要な兼職先との関係

当社と社外役員の重要な兼職先との間に、特別の関係はありません。

2. 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査等委員でない取締役	村尾和俊	2019年6月19日に取締役に就任後、開催された当事業年度の取締役会10回すべてに出席し、主に企業経営の経験に基づき発言をおこなっております。
	橋爪紳也	2019年6月19日に取締役に就任後、開催された当事業年度の取締役会10回すべてに出席し、主に都市計画および都市文化論の専門家としての経験に基づき発言をおこなっております。
監査等委員である取締役	梅崎壽	当事業年度開催の取締役会12回すべてに、また、監査等委員会15回すべてに出席し、主に運輸行政および企業経営の経験に基づき発言をおこなっております。
	田原信之	当事業年度開催の取締役会12回すべてに、また、監査等委員会15回すべてに出席し、主に会計的な見地から発言をおこなっております。
	草尾光一	当事業年度開催の取締役会12回すべてに、また、監査等委員会15回すべてに出席し、主に法的な見地から発言をおこなっております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役村尾和俊、橋爪紳也および取締役 監査等委員梅崎 壽、田原信之、草尾光一の各氏との間で、各氏が職務をおこなうにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役の報酬等の総額

監査等委員でない取締役 10名 328百万円（うち社外取締役 4名 16百万円）

監査等委員である取締役 5名 68百万円（うち社外取締役 3名 25百万円）

(注) 1. 監査等委員でない取締役の報酬等の総額には、2019年6月19日任期満了により退任した監査等委員でない取締役2名の在任中の報酬等の額を含んでおります。

2. 監査等委員でない取締役の報酬等の総額には、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとして割り当てた新株予約権の当事業年度における費用計上額31百万円を含んでおります。

(4) 取締役の報酬等の決定に関する方針

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬は、内規の定めに従い、基本報酬および業績報酬（1株当たり連結当期純利益と配当額の組合せにより決定される会社業績連動報酬と個人業績連動報酬より構成）ならびに株式報酬型ストック・オプションにより構成することとしております。なお、報酬の一部を役員持株会に拠出し、当社株式の取得に充当することとしております。監査等委員でない社外取締役の報酬は、内規の定めに従い、定額報酬としております。

また、報酬内容の決定に関する方針および各人別の報酬の額については、委員の過半数を社外取締役とする「指名・報酬諮問委員会」の答申を受け、取締役会が決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会が決定した内規の定めに従い、定額報酬としており、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

1. 会計監査人の報酬等の額

46百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、前期における会計監査人の職務執行状況、当期の会計監査人の監査計画の内容および報酬額の見積りの算出根拠について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額は相当であると判断し、同意をおこなっております。

2. 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

112百万円

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、第32回無担保社債の発行に係るコンフォート・レターの作成を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任を検討いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行の状況等を考慮し、株主総会への会計監査人の解任または不再任に関する議案の提出の要否を每期検討いたします。

~~~~~  
(注) 本事業報告中、百万円単位以上の記載金額は百万円未満を、千株単位の株式数は表示単位未満をいずれも切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

| 科目            | 金額             | 科目                 | 金額             |
|---------------|----------------|--------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b> |                | <b>(負債の部)</b>      |                |
| <b>流動資産</b>   | <b>177,016</b> | <b>流動負債</b>        | <b>167,695</b> |
| 現金及び預金        | 14,918         | 支払手形及び買掛金          | 9,450          |
| 受取手形及び売掛金     | 21,947         | 短期借入金              | 75,224         |
| 有価証券          | 2,178          | 短期社債               | 7,999          |
| 販売土地及び建物      | 123,881        | 1年内償還予定の社債         | 20,039         |
| 商品            | 1,836          | 未払法人税等             | 4,187          |
| その他           | 12,617         | 前受金                | 6,293          |
| 貸倒引当金         | △364           | 賞与引当金              | 2,971          |
| <b>固定資産</b>   | <b>555,808</b> | 商品券等引換損失引当金        | 702            |
| 有形固定資産        | 479,049        | その他                | 40,827         |
| 建物及び構築物       | 222,247        | <b>固定負債</b>        | <b>311,069</b> |
| 機械装置及び運搬具     | 17,412         | 社債                 | 80,000         |
| 土地            | 223,746        | 長期借入金              | 143,869        |
| 建設仮勘定         | 5,477          | 長期未払金              | 369            |
| その他           | 10,166         | 繰延税金負債             | 8,825          |
| 無形固定資産        | 8,576          | 再評価に係る繰延税金負債       | 33,046         |
| 投資その他の資産      | 68,182         | 役員退職慰労引当金          | 228            |
| 投資有価証券        | 44,680         | 退職給付に係る負債          | 19,093         |
| 長期貸付金         | 411            | その他                | 25,636         |
| 繰延税金資産        | 10,163         | <b>負債合計</b>        | <b>478,765</b> |
| 退職給付に係る資産     | 598            |                    |                |
| その他           | 12,614         | <b>(純資産の部)</b>     |                |
| 貸倒引当金         | △286           | <b>株主資本</b>        | <b>209,545</b> |
|               |                | 資本金                | 51,466         |
|               |                | 資本剰余金              | 28,792         |
|               |                | 利益剰余金              | 150,926        |
|               |                | 自己株式               | △21,640        |
|               |                | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>40,191</b>  |
|               |                | その他有価証券評価差額金       | 6,648          |
|               |                | 土地再評価差額金           | 36,375         |
|               |                | 為替換算調整勘定           | 71             |
|               |                | 退職給付に係る調整累計額       | △2,904         |
|               |                | <b>新株予約権</b>       | <b>110</b>     |
|               |                | <b>非支配株主持分</b>     | <b>4,212</b>   |
|               |                | <b>純資産合計</b>       | <b>254,058</b> |
| <b>資産合計</b>   | <b>732,824</b> | <b>負債純資産合計</b>     | <b>732,824</b> |

## 連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目                     | 金額      |                |
|------------------------|---------|----------------|
| <b>営業収益</b>            |         | <b>317,103</b> |
| <b>営業費</b>             |         |                |
| 運輸業等営業費及び売上原価          | 241,547 |                |
| 販売費及び一般管理費             | 44,432  | 285,979        |
| <b>営業利益</b>            |         | <b>31,123</b>  |
| <b>営業外収益</b>           |         |                |
| 受取利息                   | 53      |                |
| 受取配当金                  | 946     |                |
| 雑収入                    | 1,083   | 2,083          |
| <b>営業外費用</b>           |         |                |
| 支払利息                   | 2,189   |                |
| 持分法による投資損失             | 99      |                |
| 雑支出                    | 1,032   | 3,320          |
| <b>経常利益</b>            |         | <b>29,886</b>  |
| <b>特別利益</b>            |         |                |
| 補助金                    | 1,183   |                |
| 受取補償金                  | 1,093   |                |
| 投資有価証券売却益              | 827     |                |
| 工事負担金等受入額              | 658     |                |
| その他                    | 157     | 3,920          |
| <b>特別損失</b>            |         |                |
| 固定資産圧縮損                | 1,312   |                |
| 固定資産除却損                | 764     |                |
| 減損損失                   | 505     |                |
| 関係会社株式評価損              | 9       | 2,592          |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |         | <b>31,214</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税           | 10,602  |                |
| 法人税等調整額                | 221     | 10,824         |
| <b>当期純利益</b>           |         | <b>20,390</b>  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益        |         | 269            |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |         | <b>20,121</b>  |

# 計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目            | 金額             | 科目              | 金額             |
|---------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b> |                | <b>(負債の部)</b>   |                |
| <b>流動資産</b>   | <b>36,457</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>140,904</b> |
| 現金及び預金        | 4,573          | 短期借入金           | 108,964        |
| 未収入金          | 2,236          | 短期社債            | 7,999          |
| 未収収益          | 46             | 1年内償還予定の社債      | 20,019         |
| 未収消費税等        | 193            | リース債務           | 74             |
| 未収法人税等        | 62             | 未払金             | 2,768          |
| 短期貸付金         | 27,679         | 未払費用            | 707            |
| 有価証券          | 1,378          | 預り金             | 225            |
| 貯蔵品           | 37             | 前受収益            | 125            |
| 前払費用          | 601            | 賞与引当金           | 13             |
| その他           | 1,268          | その他             | 5              |
| 貸倒引当金         | △1,620         | <b>固定負債</b>     | <b>248,559</b> |
| <b>固定資産</b>   | <b>506,389</b> | 社債              | 80,000         |
| 有形固定資産        | 215,994        | 長期借入金           | 135,844        |
| 建物            | 90,704         | リース債務           | 473            |
| 構築物           | 1,965          | 長期末払金           | 42             |
| 機械及び装置        | 184            | 繰延税金負債          | 1,622          |
| 車両運搬具         | 21             | 再評価に係る繰延税金負債    | 14,531         |
| 工具、器具及び備品     | 329            | 退職給付引当金         | 460            |
| 土地            | 120,267        | 資産除去債務          | 1,305          |
| リース資産         | 516            | 長期預り敷金保証金       | 14,273         |
| 建設仮勘定         | 2,005          | その他             | 5              |
| 無形固定資産        | 1,476          | <b>負債合計</b>     | <b>389,463</b> |
| 借地権           | 568            | <b>(純資産の部)</b>  |                |
| ソフトウェア        | 405            | <b>株主資本</b>     | <b>132,534</b> |
| 公共施設利用権       | 368            | 資本金             | 51,466         |
| その他           | 134            | 資本剰余金           | 28,819         |
| 投資その他の資産      | 288,918        | 資本準備金           | 12,868         |
| 投資有価証券        | 29,416         | その他資本剰余金        | 15,951         |
| 関係会社株式        | 102,616        | 利益剰余金           | 73,888         |
| 長期貸付金         | 155,822        | その他利益剰余金        | 73,888         |
| 前払年金費用        | 151            | 繰越利益剰余金         | 73,888         |
| その他           | 2,849          | 自己株式            | △21,640        |
| 貸倒引当金         | △1,938         | <b>評価・換算差額等</b> | <b>20,737</b>  |
| <b>資産合計</b>   | <b>542,846</b> | その他有価証券評価差額金    | 6,438          |
|               |                | 土地再評価差額金        | 14,299         |
|               |                | <b>新株予約権</b>    | <b>110</b>     |
|               |                | <b>純資産合計</b>    | <b>153,383</b> |
|               |                | <b>負債純資産合計</b>  | <b>542,846</b> |

## 損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額     |               |
|-----------------|--------|---------------|
| <b>営業収益</b>     |        |               |
| 関係会社受取配当金       | 9,506  |               |
| 関係会社受入手数料       | 4,856  |               |
| 土地建物賃貸収入        | 18,926 | 33,289        |
| <b>営業費</b>      |        |               |
| 一般管理費           | 16,521 | 16,521        |
| <b>営業利益</b>     |        | <b>16,767</b> |
| <b>営業外収益</b>    |        |               |
| 受取利息及び配当金       | 2,342  |               |
| その他             | 712    | 3,055         |
| <b>営業外費用</b>    |        |               |
| 支払利息            | 2,201  |               |
| その他             | 262    | 2,464         |
| <b>経常利益</b>     |        | <b>17,358</b> |
| <b>特別利益</b>     |        |               |
| 投資有価証券売却益       | 827    |               |
| 固定資産売却益         | 8      |               |
| 受取補償金           | 7      | 843           |
| <b>特別損失</b>     |        |               |
| 固定資産除却損         | 349    |               |
| 固定資産売却損         | 0      | 349           |
| <b>税引前当期純利益</b> |        | <b>17,852</b> |
| 法人税、住民税及び事業税    | 2,358  |               |
| 法人税等調整額         | 104    | 2,462         |
| <b>当期純利益</b>    |        | <b>15,389</b> |

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

京阪ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 守谷 義 広 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高田 康 弘 ㊞  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京阪ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京阪ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

京阪ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 守谷 義広 ④  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 高田 康弘 ④  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京阪ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、下記の方法で監査を実施しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ①監査等委員会が定めた監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、重要な会議に出席するとともに会社の諸規程の整備及び実施状況の調査を行い、取締役並びに使用人及び内部監査部門等と意思疎通を図り、適宜その職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類その他重要な書類を閲覧、審査し、本社等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、必要に応じて子会社の取締役等から事業の報告を受けるほか、子会社に赴いて業務の執行状況及び財産の管理状況を調査しました。
- ②事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及びその取組みについては、取締役会における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されているその取組み内容は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

京阪ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 長濱 哲郎 ㊟

監査等委員（常勤） 中谷 正一 ㊟

監査等委員 梅崎 壽 ㊟

監査等委員 田原 信之 ㊟

監査等委員 草尾 光一 ㊟

(注) 監査等委員梅崎壽、田原信之及び草尾光一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上